

第 5 8 号議案

足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

上記の議案を提出する。

令和 7 年 6 月 5 日

提出者 足立区長 近 藤 弥 生

足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

足立区立公園等に係る移動等円滑化のために必要な特定公園施設の設置に関する基準を定める条例（平成 2 5 年足立区条例第 2 7 号）の一部を次のように改正する。

第 4 条第 1 号イに後段として次のように加える。

この場合において、当該車止めの接地部分から最上部までのいずれの部分においても、当該間隔の有効幅については、9 0 センチメートル以上とする。

付 則

この条例は、公布の日から施行する。

（提案理由）

都市公園の移動等円滑化整備ガイドラインの改訂に伴い、規定を整備する必要があるので、この条例案を提出いたします。